

# 令和6年度 社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会事業計画

## 1. 基本方針

現代は人口減少、少子高齢化の進展や、住民相互のつながりの希薄化等により、いすみ市における地域力が脆弱な状況となることが懸念され、地域の課題は多岐にわたります。

そして、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受け社会経済活動は抑制され、多くの業界にダメージを与えています。仕事に就けない、収入の減少、大学を辞めざるを得ない等、市民の生活に様々な影響を及ぼしています。

社会福祉協議会では千葉県社会福祉協議会から委託を受け「新型コロナウイルス感染症特例貸付」の窓口として489世帯の申請受付を取りまとめました。令和5年度からその償還が始まると同時に、債権者管理として一人ひとりの生活や就業等の状況を確認し収入に応じた丁寧な対応や支援をしています。

経済の立て直しができず様々な問題を抱えるケースは少なくなく、支援ニーズも多様化しています。行政や、民生委員、児童委員、NPO、医療機関や介護・障害施設等と連携し、情報提供をすると共に、出来得る限りのサービスを提供し、経済活動の低下によって日常生活に困難が生ずる世帯等への支援をはじめ、相談者一人ひとりの状態にあわせたサービスの提供をしてまいります。

また、近年の地震や台風等による甚大な被害は、私たちを不安にさせる反面、災害時の対応へ関心を深めさせました。社会福祉協議会ではいすみ市と連携し、災害時や緊急時に早急の対応が出来るように体制を整え、災害への備えについて地域の各団体等と検討していこうと考えます。

そして、地域住民主体の地域福祉活動の輪を広げ、地域における支え合いの仕組みを整え「ふれあいと支えあいのある心豊かな福祉社会」を目指し、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活ができるよう社会福祉事業の推進と充実に努めてまいります。

## 2. 重点目標

- (1) 地域住民の主体的な福祉活動の促進及び普及に努める。
- (2) 地区社会福祉協議会活動の推進やボランティア活動の充実を図る。
- (3) 社会福祉事業に対する一層の理解と協力が得られるよう地域住民に対し福祉情報の積極的な提供に努める。
- (4) 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立を図る。
- (5) 生活困窮者を含め個別生活支援活動の充実に努める。
- (6) 介護の重症化予防を念頭に介護事業の適切な運営に努める。
- (7) 災害等に備えた支援体制及び基盤整備を行う。

## 3. 社会福祉事業

### (1) 地域生活支援事業推進

- ①地区社会福祉協議会の事業推進支援

- ②ボランティアの育成及び活動の促進
  - ③福祉教育の促進
  - ④ふれあいサロン事業の開設促進及び運営支援
  - ⑤災害ボランティアの活動支援
- (2) 援護活動事業の促進
- ①生活福祉資金・福祉資金等貸付事業の機能強化
  - ②新型コロナ特例貸付債権管理事務受託事業(千葉県社会福祉協議会受託事業)
  - ③歳末たすけあい事業の実施
  - ④生活困窮者への生活支援の充実
  - ⑤心配ごと相談事業の実施
  - ⑥日常生活自立支援事業の強化
  - ⑦成年後見事業の拡充
- (3) 在宅福祉活動の推進
- ①福祉用具の貸出(車いす・電動ベッド等)
  - ②視覚障害者への声の広報貸出
- (4) 児童福祉の推進
- ①子供の遊び場の整備
  - ②放課後児童クラブの運営(支援員の管理等)
  - ③乳児園・児童養護施設・障害児通所事業所への歳末たすけあい事業の実施
- (5) 広報活動の推進
- ①広報紙「ふくしだより」の発行
  - ②ホームページの公開
- (6) 自主財源の確保
- ①会員加入の促進
- (7) 組織基盤の育成強化
- ①事務局職員の各種研修会への参加
  - ②福祉団体への助成と連携強化
  - ③民生委員児童委員協議会との連携
- (8) 共同募金等への積極的協力
- ①赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい募金運動の実施
  - ②地区社会福祉協議会等へ地域配分金の活用
- (9) 老人クラブへの協力
- (10) 福祉有償運送事業
- ①一人ひとりのニーズに沿った適正なサービス提供

#### 4. 介護事業

利用者が介護の重症化を予防でき可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者宅を訪問し、入浴・排せつ等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助、通院等乗降介助のサービスを提供する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が要支援者宅を訪問し、要介護状態となることを予防するため、日常生活の支援を行う。

(3) 自費型ホームヘルプサービス事業

介護保険制度や障害者総合支援法では対応できない家事援助・外出支援・見守り・身体介護等のサービスを提供する。

(4) 子育てヘルパー派遣事業（受託事業）

市が認めた世帯へ訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事援助や育児援助を行う。

(5) 居宅介護支援事業

要介護認定者への居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

(6) 介護予防支援事業（受託事業）

要支援認定者への介護予防サービス計画の作成

(7) 要介護認定調査（受託事業）

いすみ市外に住所を有し市内に居住する介護認定希望の被保険者に対し、他市区町村からの依頼により、介護支援専門員が訪問し面接調査を行う。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業

①緩和型通所事業

②緩和型訪問事業

③緩和型通院等乗降介助

要支援認定者（身体的にほぼ自立）が、要介護状態となることを予防し、日常生活機能の維持・向上を図る。

(9) 高齢者総合相談窓口運営事業（いすみ市包括支援センターの受託事業）

在宅の要援護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉、介護サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等と連携し支援する。

(10) 千葉県指定市町村事務受託法人事業（要介護認定調査事務）

いすみ市社会福祉協議会が指定市町村事務受託法人として、いすみ市から要介護認定調査事務を受託し、国家資格をもつ職員等が認定調査を行う。

## 令和6年度 月別事業計画

月 別	主な事業	関係団体事業
4 月	・広報紙「ふくしだより」の発行	
5 月	・理事会 ・社協杯ゲートボール大会(共催) ・社協杯ペタンク大会(共催)	・老人クラブ連合会総会 ・ボランティア連絡協議会総会
6 月	・評議員選任・解任委員会 ・定時評議員会 ・各地区社会福祉協議会総会 ・社協杯グラウンドゴルフ大会(共催)	
7 月	・広報紙「ふくしだより」の発行 ・理事会	
8 月		・老人クラブ連合会カラオケ大会
9 月	・歳末たすけあい募金配分委員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行 ・夷隅地域老人スポーツ大会
10 月	・会員募集 ・赤い羽根共同募金運動 ・生活困難者調査 ・心配ごと相談所運営委員会	・夷隅地域老人クラブ囲碁将棋大会
11 月	・広報紙「ふくしだより」の発行 ・災害ボランティアセンター設置訓練	・千葉県社会福祉大会 ・老人クラブ連合会秋季研修会 ・ボランティア連絡協議会研修会
12 月	・歳末たすけあい募金運動 ・理事会 ・評議員会	
1 月	・心配ごと相談員研修会	
2 月	・企画運営部会	
3月	・理事会 ・評議員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行

- ・心配ごと相談(火・水・金曜日各地区月1回ずつ:予約制)   ・弁護士相談(年6回:予約制)
- ・自立支援相談(毎月)   ・声の広報貸出(毎月)   ・福祉用具の貸出(隨時)